

平成23年度 財政健全化判断比率等

平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について公表します。

1. 健全化判断比率

指 標	比 率	早期健全化基準	財政再生基準	用 語 の 説 明
実質赤字比率	—	14.82%	20.00%	一般会計の赤字の程度を示し、財政運営の悪化の度合いを示すもの
連結実質赤字比率	—	19.82%	35.00%	すべての会計の赤字や黒字を合算し、町全体としての財政運営の深刻度を示すもの
実質公債費比率	11.8%	25.0%	35.0%	地方債償還金等を指標化し、資金繰りの危険度を示すもの
将来負担比率	61.4%	350.0%		地方債残高など将来支払う見込みの負担等がどれだけあるかを指標化し、将来の財政運営を圧迫する可能性の度合いを示すもの

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため「—（該当なし）」で表示しています。

2. 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
北部簡易水道事業特別会計	—	20.0%
南部簡易水道事業特別会計	—	20.0%
農業集落排水事業特別会計	—	20.0%
公共下水道事業特別会計	—	20.0%
温泉施設特別会計	—	20.0%
水道事業会計	—	20.0%

※どの特別会計も黒字で資金不足額がないため「—（該当なし）」で表示しています。

財政評価について

「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は、一般会計及び全ての会計において実質収支額が黒字であるため比率はありませんが、引き続き財源の確保や経常経費の削減などに努めます。

「実質公債費比率」及び「将来負担比率」は、国が示している基準を下回っており健全なものです。特に将来負担比率が前年度に比べ16.8ポイント減となっているのは、主に一部事務組合の地方債償還に係る町負担金が減少したためです。比率が悪化しないよう今後とも緊急度、住民ニーズを的確に把握した事業の選択により、起債に大きく頼ることのない財政運営に努めます。

「資金不足比率」も、全ての会計において決算額が黒字であるため、各会計の経営は良好な状態にあり、引き続き財政基盤の強化を図ります。



池田町まちづくり条例 パンフレット作成

今年4月1日から施行しました池田町まちづくり条例のパンフレットを作成し、今月の広報いけだと併せて各世帯に配布しました。

このパンフレットでは、町民と議会と町との協働によるまちづくりについて、分かりやすく解説しています。

先月開催されましたぎふ清流国体バドミントン競技会では、地域の皆さんには、民泊やボランティア活動に精力的に取り組んでいただきました。これも協働によるまちづくりの姿であり、今後は、地域の様々な生活課題について、町民と議会と町とが共に考え、役割分担をし、共に汗を流して協働によるまちづくりを推進していきます。

町のホームページでは、このパンフレットにあわせ条例解説書や制定までの経緯、答申書などについてアップしていますので、是非ご覧ください。

問い合わせ

総務課管財広報係 ☎ 45・3111（内線234）